

令和 6 年度

重要事項説明書

社会福祉法人 玉桂会

幼保連携型認定こども園 日吉町保育園

幼保連携型認定こども園日吉町保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 玉桂会
代表者氏名	理事長 堀田卓文
所在地	静岡市葵区鷹匠2丁目24-18
電話番号	054-252-3699
法人設立年月日	昭和23年12月21日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園運営 延長保育

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	子ども・子育て支援法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児及び幼児の教育・保育事業を行う。これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うものとする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 職務については、教育・保育事業従事者として責務を深く自覚し、誠実かつ公正であること ② 平等の原則を守る ③ 健康管理・衛生管理を充実する ④ 防災管理・災害対策について訓練する

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	幼保連携型認定こども園 日吉町保育園		
開設年月日	平成29年4月1日		
施設の所在地	静岡市葵区鷹匠2丁目24-18		
連絡先	電話番号 054-252-3699 F A X 054-653-1313		
事業所番号	01203		
管理者	園長 堀田卓文		
利用定員	満3歳以上の児童【2号】	55人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	33人	
	満1歳未満の児童【3号】	12人	
職員数	35人		
嘱託医	かわはら医院	河原秀俊	TEL 054-283-8724
	ワタナベ歯科第二クリニック	渡邊澄子	TEL 054-285-8400
	薬剤師	堀田謙爾	TEL 054-261-7984

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。	
教育・保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時から午後4時までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	798.28 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	延床面積	707.81 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児棟2階0歳児	1室	48.36 m ²
	乳児棟1階1歳児	1室	52.44 m ²
	乳児棟2階2歳児	1室	39.91 m ²
	幼児棟3~5歳児	3室	3 × 46.17 m ²
	遊戯室	1室	120.77 m ²
	給食室	1室	27.29 m ²
	会議 保健 園長室	1室	56.34 m ²

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	教諭		
副園長	1人	保育士・幼稚園教諭		
主幹保育教諭	1人	保育士・幼稚園教諭		
保育教諭	16人	保育士・幼稚園教諭	10人	保育士・幼稚園教諭
保育補助			1人	
栄養士	1人	栄養士		
調理員	1人	調理師（代替を含む）	1人	調理師
事務員	1人			

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、別紙2 デイリープログラムのとおり。

（3）食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギー等により食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

（4）健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、保健票に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

③尿検査

年1回、行います。結果については、連絡帳に記載します。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（乳児・・・保育料・幼児・・・給食費〈月 4500 円〉）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

実費徴収

項目	対象年齢	金額	
絵本代	3・4・5 歳児	月額	500 円程度
道具代	0・1・2 歳児	年額	(初年度)6,000 円程度
	3・4・5 歳児	年額	(初年度)18,000 円程度
被服費	3・4・5 歳児	年額	(初年度)15,000 円程度

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前 7 時から午前 8 時まで	日額 200 円
	午後 4 時から午後 5 時まで	日額 200 円
	午後 5 時から午後 6 時まで	日額 200 円
	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 200 円
保育標準時間認定	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 200 円

9 支払方法

以下の方法でお支払いください。

口座振替払（引落日：毎月 26 日）

指定口座：静岡銀行 伝馬町支店（普）口座番号 0545905

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本興亜損害保険株式会社
保険の種類	保育園総合保険 団体保険契約者 社会福祉法人日本保育協会
保険の内容	・ 保育園児等傷害保険 ・ 保育園賠償責任保険

13 非常災害時の対策

(1) 非常時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署 水落交番 (Tel054-252-5330)
消防計画の作成	提出先：追手町消防署 届出日：平成27年12月21日 防火管理者：園長 堀田卓文・主幹保育教諭 山口令子
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器 セコムセキュリティ対策・非常通報装置
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施 年1回総合防災訓練
避難場所	第一次避難場所 (日吉町保育園園庭) 第二次避難場所 (伝馬町小学校)
園児の引渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接保護者に引渡し * 警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、「特別警報」が発表された場合は、重大な災害が高まっていると判断し、自宅待機又は臨時休園になります。

(2) 風水害時「特別警報」が発表された場合の自宅待機、臨時休園の取り扱い

自宅待機の条件及び自宅待機解除の条件は、以下の通りです。園児は安全に留意し、登園してください。ご家庭の判断、事情によりお休みされる場合は、園に連絡をお願いします。

自宅待機の条件 (警報)	「警戒レベル3 高齢者等避難」が出された場合は原則自宅待機とする。	
休園の条件 (時間)	午前6時時点で「警戒レベル3」以上の場合、休園。	
周知等の方法	入園時	重要事項説明書
	年度当初	自然災害時対応におけるお知らせを配布
	警報発令が予想される前日	連絡しない(年度当初配布の文書で保護者が判断)
	当日朝	連絡しない(一斉メールによる周知の場合もあり)
	自宅待機解除及び休園決定	連絡しない(一斉メールによる周知の場合もあり)

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 堀田卓文
-------------	---------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 堀田卓文	
苦情受付担当者	主幹保育教諭 山口令子	
第三者委員	中野健蔵	連絡先 054-252-2788
		連絡先
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

16 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく業務上知りえた個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 園児の卒園、転園または退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校に提供します。

17 内容変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。

〈 参 考 〉

重要事項説明書に関する同意書

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：幼保連携型認定こども園 日吉町保育園 園長 堀田卓文

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ (印)

児童との続柄：_____

児童氏名：_____



